

平成 27 年度第 1 回  
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：平成27年(2015年)7月23日(木)

10時～11時

場所：県庁本館2階滋賀県議会第三委員会室

**出席委員：**

13 名中 10 名出席

出席：菊池委員、中村委員、西川委員、西田委員、西野委員、秀田委員（代理 榎本氏）、  
平山委員、福原委員、松井委員、丸尾委員

欠席：石谷委員、籠谷委員、須藤委員

**議題：**

- 1 今津町鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）
- 2 新名神高速道路事業に伴う大石竜門自然保護地の処分等について（報告）

**概要：**

**議題 1 今津町鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問）**

事務局：(説明)

委員：

直接関係ないかもしれないが、鳥獣保護区の更新について、今回、今津町ということであるが、米原については更新はないということか。

事務局：

鳥獣保護区特別保護地区については諮問することになっているが、鳥獣保護区については諮問案件ではないので、更新するということが公告する。

部会長：

今回の諮問が終わってから公告するということか。

事務局：

今回の諮問が終わってから、特別保護地区と合わせて公告する。

委員：

昨年も特別保護地区の指定の時にお願いをしたが、施設整備に関する案内板が 1 基だけなので、当該地域は登山コースだと思うので、生物多様性の啓発という観点から、鳥獣保

護区ということを知ってもらうのも大事なので、予算の許す範囲で案内板を設置していただいた方がよいと思う。

事務局：

委員が仰るとおり生物多様性が声高々に言われているので、案内板等での啓発の必要性は十分認識している。一方で、この現地については、交通アクセスから言うと石田川ダムから角川林道があり、大体がこの角川林道を通っていくので、ほとんどの方が石田川ダムの横を通ることになる。こうしたことから重要なポイントに看板を設置することにより皆さんに周知できるのではないかと考えており、この地域については、1箇所です足りるのではないかと考えている。

委員：

登山道の稜線に設置するのは難しいか。

事務局：

高島トレイルということで登山者も多いので、稜線に設置することによって登山者にもPRすることはできるが、絶対的に林道を通るのが多いので、その場所に設置するということをご了解をいただきたい。

部会長：

15本の制札は単に「鳥獣保護区」と書かれているだけで内容についてはわからないのか。

事務局：

案内板については畳1畳より大きいものであり、これを登山道に設置するのは非常に難しい。制札や標注については、この場所が「鳥獣保護区」や「特別保護地区」であることを明記しており、こちらについては追加できるので、制札や標注を設置する方向で進めたい。

部会長：

案内板は大きくて設置する場所が難しいということであり、また、これまでも特に問題がなかったということでもあるので、現状のままでよろしいでしょうか。

委員：

県では難しいかも知れないが、高島トレイルを管理している団体があるので、そういう人たちが設置している物に「特別保護地区」という文言を入れてもらえるように働きかけをしてはどうか。

事務局：

色々なところで色々な看板が設置されているので、そういったところにも協力を求めていきたいと思う。

委員：

公述人は具体的にどういった方か。

事務局：

高島市長、滋賀県猟友会今津支部支部長、副支部長、角川区長、高島市森林組合代表理事組合長、地元鳥獣保護員、石田川ダム管理事務所職員である。

委員：

4ページの(3)アで有害捕獲の許可件数が書いてあるが、24年度が108件、25年度が9件、26年度が5件と激減しているが、これはなぜか。

事務局：

高島市に照会したところ、この数字は捕獲許可を出した件数であり、平成24年度は申請があった都度に許可を出していたため件数が大変多くなっていた。このため事務が煩雑になっていたことから平成25年度、26年度については一括して許可を出すように事務を変更したため件数が極端に減ったということである。

委員：

捕獲頭数はそんなに変わっていないということか。

事務局：

捕獲頭数まで記載しておらず、あくまで捕獲の許可件数ということで、確認がとれていない。

委員：

「当該地域」ということは、特別保護地区の中でということでしょうか。

事務局：

そうである。

委員：

ツキノワグマについては滋賀県では保護の対象であり、特にこの今津地域は岐阜などの北の方の個体群と中国地方の個体群との交流する場所になっているということで、重要度が高いと聞いている。ツキノワグマの被害で人的な被害はゆゆしき問題だということはよくわかるが、スギなどの皮剥ぎの被害があるということで駆除するということがそれほど重要なのか疑問に思うが、県としてどのように考えているのか。

事務局：

ツキノワグマの有害捕獲だが、実際に有害捕獲を行っている事例は、集落周辺に出没したとか、家屋の中に入り込んだ場合に、危険な習性を持っているということで、有害捕獲

の上、基本的には学習放獣と言いまして、人里に出てくれば危ないということのカプサイシンスプレーや爆竹を使用して知らしめて山に追い払うことをしている。このような学習をすることによって、ツキノワグマは集落周辺に近づくと非常に怖いということを学習して集落周辺に出てこなくなる。滋賀県ではこのような方法を行っている。

一方でスギ、ヒノキの皮剥ぎがあるが、これはニホンジカによるものがほとんどであり、それに比べるとツキノワグマによる被害はニホンジカより被害件数は少ないと思っている。このような観点からツキノワグマに関しての林業被害での有害捕獲はほとんどない。

部会長：

農林水産物の被害状況と記載しているが、年度によって件数の集計の方法が違う許可件数のデータがあるだけで、この区域内での具体的な被害件数は把握していないということなので、本当ならもう少し詳しい被害状況のデータを取ってもらった方がよいと思う。

委員：

公聴会の公述人のことだが、今回はこれで仕方がないが、今後は、例えば環境保全のNGOや観光の関係者を入れてもらいたい。

部会長：

今後検討してください。

それでは今回の諮問案件について皆さんご了承されたということによろしいですか。

各委員：

はい。

部会長：

ありがとうございます。

## 議題2 新名神高速道路事業に伴う大石竜門自然保護地の処分について（報告）

事務局：（説明）

委員：

これは報告案件ということだが、我々はこの部会で何をすればよいのか。

事務局：

県有地であるため、県公有財産審議会の諮問を受けることとなる。自然環境に関する自然保護地であるため、当部会でも報告させてもらう。

部会長：

学識者の所見は、どういう立場で書かれているのか。

事務局：

昭和 54 年に取得した際に、現地の調査をしていただいている経緯があり、処分にあっても意見を聴かせていただいた。

委員：

オオミズゴケが県有地の中では 1 箇所見つかっている。それ以外にもあるというのほどか。

部会長：

下の方に数箇所ある。県有地からも改変区域からもはずれている部分。

委員：

オオミズゴケの確認時期は 2014 年か。

事務局：

2015 年である。

委員：

その調査はネクスコがしたのか。

事務局：

はい。

委員：

県では、ネクスコが調査したデータも見て、学識者がおっしゃっている内容は妥当だろうと判断されているのか。感想になるが、貴重な種がどのくらいかという基礎情報を見られる状況ではない中で、意見を述べるのはちょっと難しい。

委員：

資料を見ている限りでは、県有地よりも県有地以外の方が、貴重種の数が多く見られる。この範囲内の生物を保全しようとする方がいいのではないか。この改変区域以外の多く分布しているところについて保護していくべきだと思う。

委員：

植生や貴重な植物について十分していただいていると思うが、昆虫とか両生・は虫類についても所見の中に書かれている。ほ乳類や鳥類については調査されたのか。

事務局：

希少な鳥類に関しては、ハチクマ1個体の飛翔が確認されている他に、キクイタダキが処分地で1箇所、センダイムシクイは残地で確認されている。

委員：

ほ乳類は調査されているか。

事務局：

調査されているが、特に貴重種はいなかったということである。

委員：

周辺の林地とか環境が道路で分断される形になるので、特に、鳥は飛んでくれるからいいが、ほ乳類や両生・は虫類は地べたにいる動物なので、道路で完全に分かれてしまうと、移動経路がなくなることになりかねない。行き来ができる構造にする等で対応されるのか。

部会長：

道路で分断される問題は、必ず出てくるので、ネクスコで検討されていると思う。

委員：

溜め池は処分地からはずれているが、溜め池の水源がどうなるのかが非常に気になる。特に、モリアオガエルは湿度の高いところに住むものだから、そのあたりは検討されているか。

部会長：

モリアオガエルの場合、住めなくなる場合は、どこかに池を掘ってやってという話が進んでいると思う。

事務局：

ここは県立自然公園の第3種特別地域であり、今後、具体化した時に、道路についても施設についても、いただいた御意見に留意して、許可の時に審査させていただきたい。

部会長：

順番としては、公有財産審議会に諮問されて、それよりも後に、もうちょっと詳しいことがわかるということ。

委員：

改変区域以外が、交通とかで使われてしまうことがないか心配である。改変区域以外には決してそこに簡易道を通すとかがないように、まったく手を付けないということはきちんとしてほしい。

また、完成後5年か10年ぐらいしたところでの事後調査をやらしてもらえないか。湿地の

ような所は、その場だけじゃなくて、例えば水路が変わったりだとか、使用状況が変わったり、日常状況が変わったり、すごく変わってくる可能性があって、逆に言うと、それは長期的に見るいい機会でもあると思うので、今後のためにも、終わって、しばらく経ってから、きちんと調査されるべきであって、そういうことをぜひやっていただけたらと思う。

部会長：

今の話で我々としては話を聞いている段階であって、公有財産審議会等の手続を経て処分することが決まった後、詳しいのがくるという話なので、そこで意見を述べる状態だと思います。よろしいでしょうか。

委員：

残地は 47 科 84 種で、処分地は 28 科 45 種で約半数であるので影響を及ぼすものではないとのことだが、こっちは豊かである、こっちは貧弱であると言えるのかがわかるように書かれればいいと思った。

部会長：

残地が豊かというところは希少種がいるとか、処分地が貧弱というのは雑草のようなものがあるということだと思う。

今回の報告は、今起きていることについて紹介があったということ。こんなことが起きていることを理解してもらおうということで報告されたということ。